



2024年9月号

『改正食品関連法規解説 2024』

-景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の一部改正について-

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は消費者庁から（一社）全国スーパーマーケット協会への事務連絡として、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の一部を改正する法律が、令和6年10月1日から施行されることを受け、改正景品表示法（公布日：令和5年5月17日）について解説します。

また、改正景品表示法については、食の安心・安全情報 2023年7月号『改正食品関連法規解説 2023』においても掲載しています。

<https://www.super.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/NSAJ-anshin-anzen202307.pdf>

【景品表示法の制定】

景品表示法は昭和37（1962）年に一般消費者の利益を守るために制定されました。

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号）の目的

（第1条）

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

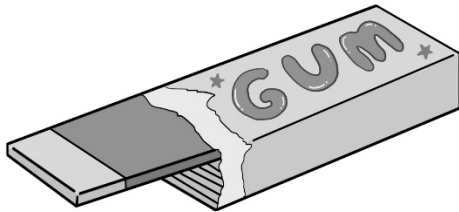
景品表示法の主な内容は、第1条の目的や第2条の定義、景品類の制限及び禁止（第4条）、不当な表示の禁止（第5条）、不实証広告規制（第7条第2項）、措置命令（第7条第1項）、課徴金納付命令（第

8条)、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置(第26条)、公正競争規約(第31条)、関係者相互の連携(第35条)、罰則(第36条～第41条)等が定められています。

<制定までの経緯>

●昭和20年代後半から景品付販売が拡大

チューインガムで1000万円が当たる、などの消費者の射幸心を過度に刺激するもの、反社会性を持つものであるとして、これらを終息させるための何らかの規制を要望する声が高まりました。



©mizuhodeザインオフィス

●昭和35年の「ニセ牛缶事件」

「ロース肉大和煮」と缶詰に表示されているにもかかわらず、中身はクジラ肉や馬肉などを混ぜて使用していたことが調査の結果、明らかになり、大きな社会問題となりました。

この事件を契機に、不当な表示に対して有効な規制を求める声が高まったことを受け、公正取引委員会は、昭和37年5月に不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の法案を提出、成立したことで、不当な表示等の規制が行われることとなり、これにより、消費者行政を見直すきっかけとなりました。

- 昭和37年 景品表示法が制定されました。(公正取引委員会所管)
- 昭和47年 都道府県知事への権限付与(調査権限、行政指導権限)
- 平成15年 不実証広告規制の導入
- 平成21年 公正取引委員会から消費者庁へ移管(消費者庁設置)
- 平成26年 事業者が講ずべき管理上の措置、行政の監視指導体制の強化
- 平成28年 課徴金制度の導入(平成26年改正法施行)
- 令和5年5月17日

デジタル化等、社会のインフラ状況が大きく変化する中、景品表示法についてもこれらの状況の変化に対応した法制度について検討されてきました。そして、改正法の附則1条においては、原則として公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。

【改正景品表示法】

公布日・施行日 公布日：2023年5月17日 施行日：2024年10月1日

<背景>

景品表示法違反の疑いがあった場合、調査の結果、違反行為が認められた場合は、措置命令(景表法7

条 1 項)・課徴金納付命令(景表法 8 条 1 項)を行う、または違反行為が認められないものの、違反のおそれがある場合は行政指導を行う、等の厳しいこれらの方法しかありませんでした。

(措置命令)

景品表示法に違反する行為が行われた場合、イ、当該行為の差し止め ロ、再発防止策の実施 ハ、今後同様の違反行為を行わないこと などの行政処分が命じられます。

(課徴金納付命令)

景品表示法に違反する行為が行われた場合、課徴金を納付することを命令行政処分

そこで、近年の商取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、景品表示法の改正により、事業者の自主的な取組を促進し、違反行為に対する抑止力の強化等を講ずることで、一般消費者の利益の一層の保護を図る、としました。その為の一部改正措置として、主に以下の三つの項目に関して改正されます。

<改正の主な内容>

1) 事業者の自主的な取組の促進として

(1) 確約手続きの導入

優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることで、迅速に問題を改善する制度の創設をしました(第 26 条~第 33 条)。

背景として、これまでの景品表示法では、景表法違反の疑いのある場合、内閣総理大臣は、違反又は違反のおそれが認められたときに、措置命令又は行政指導を行うことができる、となっていて、また違反要件を満たす表示内容については、課徴金制度の対象として納付命令を行うこととなります。

違反事業者は、違反の事実を確認し、調査を受けた段階で、早期の是正等を目的に、自主的かつ積極的に原因調査や改善対策を講じようと努力した場合、このような事情を法律上加味する制度はこれまでありませんでした。また、措置命令としての行政処分などにも相当程度の時間が必要なこともありました。

そこで、改正後においては、景品表示法違反の疑いのある事業者が是正措置計画等を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、その行為について、措置命令・課徴金納付命令の規定を適用しないこととなる確約手続が導入されます(26 条~33 条)。

<確約手続とは>

① 内閣総理大臣からの事業者への通知

内閣総理大臣は、事業者が景表法 4 条(景品類の制限および禁止)および 5 条(不当表示の禁止)に違反を行った可能性がある場合、また、それにより一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するうえで必要があると認めるときは当該事業者に対して、違反の理由とその違反の内容、

また違反の疑いのある条項および是正措置計画の認定の申請をすることができる旨を通知できます（改正景表法 26 条）。

② 事業者からの計画の申請

当該通知を受けた事業者は、通知を受けた日から 60 日以内に、違反の疑いの理由となった行為等を是正するために必要な改善措置計画（是正措置計画）を作成し、これを内閣総理大臣に対して当該改善措置計画（是正措置計画）に提出して、その認定を申請することができます（改正景表法 27 条 1 項）。

③ 内閣総理大臣による計画の認定等のプロセス

当該是正措置計画が改正景表法 27 条 3 項各号所定の要件として、疑いの理由となった行為およびその影響を是正するために十分なものであること、また確実に実施されると見込まれるものであることに適合すると認められる場合はそれらの計画を内閣総理大臣により認定され（改正景表法 27 条 3 項）、措置命令や課徴金納付命令が発出されないことが確約されます（改正景表法 28 条）。

したがって、認定を受けた事業者は、認定された計画に従い疑いを是正するために必要な措置を実施しなければなりません。

（補足）認定の取り消し

認定を受けた事業者は、提出し、認定された是正計画に従って是正措置が実行されていない場合、また虚偽または不正な事実によって認定を受けたことが判明した場合は、上記認定が取り消され（改正景表法 29 条）、その結果、措置命令や課徴金納付命令が出される可能性があるため、注意が必要です（改正景表法 28 条ただし書き）。

（2）課徴金制度における返金措置の弾力化

特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段（電子マネー等）も許容（第 10 条）

2) 違反行為に対する抑止力の強化

（1）課徴金制度の見直し

課徴金は、売上額を基礎に算定されます。そのため、違反した事業者が売上額のデータを整備していないなどの理由で、売上額について報告ができないケースがありました。

①そこで、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定の整備をしました。（第 8 条第 4 項）

②課徴金制度は、金銭的不利益処分を課すことで違反行為を抑止する制度です。ただし、事業者の中には違反行為を繰り返す事業者がおり、これまでの課徴金制度では抑止力になっていないと考えられました。そこで、違反行為から遡り 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5 倍）する規定を新設されました。（第 8 条第 5 項及び第 6 項）

(2) 罰則規定の拡充

これまでの景品表示法では、優良誤認表示等の景品表示法違反に対して直接、違反事業者を処罰する規定はなく、措置命令に従わなかった場合に処罰されます。しかし、景品表示法違反を繰り返す事業者の中には、一般消費者に誤認させた表示内容について、表示根拠を全く有していないことを認識したまま優良誤認表示を行うなど、悪質性の高い事業者もいます。このような悪質性の高い事業者については、これまでの景品表示法による措置命令等は抑止力として十分ではない、と考えられてきました。内容により、刑事罰による抑止の対象にすべきとの意見もあつたくらいです。

そこで、改正後の景表法においては、優良誤認表示又は有利誤認表示については、措置命令を経ることなく、直ちに処罰することができる規定が設けられています。具体的には、優良誤認表示・有利誤認表示に対しは、直罰（100万円以下の罰金）が新設されました。（第48条）

(3) 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

(1) 国際化の進展への対応

外国の事業者が、日本国内の一般消費者に対して誤認表示を行う場合など、当該の誤認表現を排除するための体制として、措置命令等における送達制度の整備・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度を創設しました（第41条～第44条）。また、内閣総理大臣が、外国の当局に対し、当局の職務の遂行に資すると認める情報を提供することができることとしました（第41条）。

(2) 適格消費者団体による開示要請規定の導入

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定を新設しました（第35条）。

【施行日】 一部の規定を除き、令和6（2024）年10月1日から施行

（参考）2022年に起きた主な景品表示法違反の例（公表内容から抜粋）

●例-1

対象商品:健康食品（サプリメント）

違反内容:効能効果に関する優良誤認表示のため措置命令

（主な内容）

- ・含まれる成分の作用により、がんや難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- ・含まれる成分の作用により、免疫機能を活発にする効果並びに腫瘍及び感染症を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- ・摂取すれば、免疫力が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

・ 同社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

● 例-2

対象商品:健康食品（サプリメント）

違反内容:効能効果が優良誤認のため措置命令

（主な内容）

あたかも、商品を摂取することにより、新型コロナウイルスの感染予防及び重症化予防の効果を得られるかのように示す表示をしていた。等

（参考資料）

景品表示法の改正（概要）

（不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律）

商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、景品表示法の改正により、事業者の自主的な取組の促進、違反行為に対する抑止力の強化等を講ずること、一般消費者の利益の一層の保護を図る。

主な改正事項

1 事業者の自主的な取組の促進

■ 確約手続の導入

- ・ 優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることで、迅速に問題を改善する制度の創設（第26条～第33条）

■ 課徴金制度における返金措置の弾力化

- ・ 特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も許容（第10条）

2 違反行為に対する抑止力の強化

■ 課徴金制度の見直し

- ・ 課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定の整備（第8条第4項）
- ・ 違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定の新設（第8条第5項及び第6項）

■ 罰則規定の拡充

- ・ 優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）の新設（第48条）

3 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

■ 国際化の進展への対応

- ・ 措置命令等における送達制度の整備・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度の創設（第41条～第44条）

■ 適格消費者団体による開示要請規定の導入

- ・ 適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定の新設（第35条）

※ 本法律は令和5年5月10日成立、同月17日公布。原則として、公布の日から1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行。¹

つづく

参考文献：消費者庁、中央法規出版（株）

イラスト：mizuh o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）